

三郷市上水道運営委員会委員長 様

三郷市長 木津 雅晟



三郷市上水道事業の持続可能な運営について（諮問）

三郷市上水道事業の持続可能な運営について、貴委員会の意見を賜りたく、諮問いたします。

記

1. 諮問事項

上水道事業の持続可能な運営について

2. 諮問趣旨

水道事業は、安全・安心な水を供給し、市民が快適に生活するうえで大変重要な役割を担っております。

本市の水道事業につきましては、施設や管路の維持管理を継続的に実施するほか、耐震化事業を計画的に実施しているところです。しかしながら、節水型機器の普及による水需要の減少などの影響により、給水収益の減少が見込まれる中で、水道事業の創設期やその後の拡張期に急速に整備された水道施設のうち、老朽化した施設や管路が増加しております。さらに、近年の原油価格や物価高騰により、水道事業における経営状況は厳しさを増しております。

今後、災害に強い水道の構築を早急に進めるための管路耐震化等に伴う費用の増加が見込まれるなか、市民の生活や社会活動を支える重要なライフラインとして、上水道事業には将来に渡って持続可能な経営が求められます。令和3年度に改定しました第3次三郷市水道事業基本計画に対する上水道運営委員会からの答申におきましても、「老朽化施設の更新や災害対策等、将来にわたり持続可能な水道事業の経営のために必要な事業が行えるよう、料金の見直しについては喫緊の課題として早急に検討を進められたい。」とのご意見をいただいております。

つきましては、本市の上水道の持続可能な事業運営を図るため、水道料金の改定について、貴委員会の意見を賜りたく諮問するものであります。

3. 諮問内容

(1) 水道料金改定

① 平均改定率

コロナ禍や原油価格高騰等による市民生活や社会活動への影響を考慮し、20%とする。水道料金改定後は、三郷市水道事業基本計画の見直し内容や社会情勢等を踏まえて、3年から5年以内に料金改定後の経営状況の検証と適正な水道料金水準の検討を行うものとする。

② 料金体系

負担の公平性の観点から、現在の用途別から口径別へ移行する。

③ 基本水量

負担の公平性の観点から、基本料金に含まれる基本水量は廃止し、1 m³から従量料金が基本料金に加算される新たな体系へと変更する。

④ 臨時用の水道料金

臨時用の水道料金は、臨時かつ短期間であることから、基本水量及び基本料金を廃止し、従量料金だけの体系へと変更する。

以上のことを踏まえ、新たな料金表（1か月あたり）は、次のとおりとする。

（税抜）

口径・用途区分	基本料金	従量料金 1㎡の金額(円)					
	金額(円)	1～10㎡	11～20㎡	21～30㎡	31～40㎡	41～50㎡	51㎡～
13mm	780	5	150	190	240	275	300
20mm							
25mm	850						
30mm	1,000						
40mm	1,500						
50mm	3,000						
75mm	8,000						
100mm	15,000						
150mm	30,000						
臨時用	1㎡～ 400円						

条例施行日 令和6年4月1日（予定）

【1か月検針の場合】

令和6年5月のメーター検針より新料金が適用される。

【2か月検針の場合】

偶数月検針の方は、令和6年6月のメーター検針より新料金が適用される。

奇数月検針の方は、令和6年7月のメーター検針より新料金が適用される。